



公 告

県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）野田地区を施行するにあたり、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 6 項の規定に基づく協議をしたいので、同条第 7 項において準用する同法第 87 条の 2 第 8 項の規定によりこの旨を公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供します。なお、この計画概要に対して意見のある者は、同法第 87 条の 3 第 7 項において準用する同法第 87 条の 2 第 9 項の規定により佐賀県知事に対して意見書を提出することができます。

令和 7 年 6 月 10 日

佐賀県知事 山 口 祥 義



1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）野田地区の計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和 7 年 6 月 10 日から令和 7 年 7 月 8 日まで

3 縦覧の場所

唐津市役所

4 意見書の提出方法等について

（1）意見書の提出先

- ①郵便 郵便番号 847-0861 唐津市二夕子 3 番地 1-5
佐賀県唐津農林事務所
- ②ファクシミリ 0955-75-0578
- ③電子メール karatsunourin@pref.saga.lg.jp

（2）意見書の提出期限

令和 7 年 7 月 8 日

5 意見書の提出上の注意

- （1）意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。
- （2）意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ問い合わせをさせていただきます場合があるため、お尋ねするものです。
- （3）提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別に回答致しませんので、あらかじめ御了承ください。
- （4）電話での意見はお受けできません。